職業訓練の実施等による特定求職者の就職 の支援に関する法律施行規則の一部を改正 する省令案概要

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律 施行規則の一部を改正する省令案の概要

1.趣旨

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成23年法律第47号。以下「法」という。)第4条第1項第3号の規定に基づき、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則(平成23年厚生労働省令第93号。以下「規則」という。)第2条において、法に基づく職業訓練の認定を受けようとする職業訓練(以下「申請職業訓練」という。)を認定する際の基準(以下「認定基準」という。)を規定している。

また、法第 19 条の規定に基づき、当該認定を受けた職業訓練(以下「認定職業訓練」という。) を実施する機関に対して、認定職業訓練実施奨励金を支給しており、規則第 8 条においてその支 給基準を規定している。

さらに、法第7条の規定に基づき、特定求職者が認定職業訓練を受けることを容易にするため、 特定求職者に職業訓練受講給付金を支給しており、規則第11条においてその支給基準を規定し ている。

これらの基準に関して、新型コロナウイルス感染症の影響により、休業を余儀なくされる方や、シフトが減少したシフト制で働く方が、仕事と訓練受講を両立しやすい環境整備を図ることで、自らの職業能力を向上させ、今後のステップアップに結び付けられるよう、規則第2条、第8条及び第11条について特例措置を設ける。

2. 改正内容

(1) 求職者支援訓練の訓練期間等の認定基準に関する特例措置(令和4年3月末まで)

認定基準のうち、実践コースに係る訓練期間及び訓練時間に関する要件について、規則第2条第5号及び第6号の規定により、訓練期間は原則として3月以上6月以下(一部例外として2月以上6月以下)、訓練時間は原則として月100時間以上かつ一日当たり5時間以上6時間以下とされている。

今般、仕事をしながら訓練を受講しやすくするため、在職者である特定求職者等に対する 訓練コースについて、訓練期間は2週間以上6月以下、訓練時間は原則として月60時間以上 かつ一日当たり2時間以上6時間以下とする特例措置を設ける。

認定基準のうち、実践コースに係る就職率に関する実績要件について、規則第2条第1号口(1)の規定により、申請職業訓練を行おうとする都道府県と同一の都道府県の区域内において、連続する3年の間に2コース以上の認定職業訓練を行った場合であって、当該訓練の修了者等の就職率が一定の割合(35%)を下回ったコースが2コース以上あった実施機関については、1年間認定を受けることができず、その1年間経過後、連続する3年の間に2コース以上の認定職業訓練について、再び当該就職率を下回った場合、5年間認定を受けることができない。

今般、上記の特例措置により実施可能となる認定職業訓練について、当該就職率の基準を30%に緩和する。

認定職業訓練(実践コース)の実施機関に対する認定職業訓練実施奨励金について、規則 第8条において、認定職業訓練実施基本奨励金と認定職業訓練実施付加奨励金を支給するこ ととされており、認定職業訓練実施付加奨励金は、就職率が35%以上60%未満の場合に修了 者1人当たり月1万円を、就職率が60%以上に修了者1人当たり月2万円を支給することとされている。

今般、仕事をしながら訓練を受講しやすい短期間又は短時間の訓練コースの設定を促すため、上記の特例措置により実施可能となる認定職業訓練について、修了者1人当たり月1万円を支給する就職率の基準を30%以上55%未満に、同様に月2万円を支給する就職率の基準を55%以上に緩和する。

認定職業訓練(実践コース)の実施機関に対する認定職業訓練実施奨励金について、規則第8条において、支給単位期間が28日未満の場合は日割り計算を行うこととされている。

今般、短期間の訓練コースの設定を促すため、訓練期間が28日未満の訓練コースについては、日割り計算をせず、支給単位期間における日数が28日以上の場合と同様の取扱いとする。

(2) 職業訓練受講手当の収入要件に関する特例措置(令和3年9月末まで)

訓練受講期間中に訓練受講者へ支給する職業訓練受講手当について、規則第 11 条第 1 項第 1 号において、月の収入が 8 万円以下であることを支給の要件としているが、シフト制で働く方等については、月 12 万円以下に引き上げる特例措置を設ける。

なお、職業訓練受講手当は、おおむね1月ごとに区切られた支給単位期間ごとに支給申請を行い、当該支給単位期間について支給決定をすることとなっている。本特例措置は、支給単位期間の初日が施行日から令和3年9月30日までの間にある場合に、当該支給単位期間以降の支給単位期間(同年9月30日以降のものを含む。)について適用するものであり、施行日前に訓練の受講を開始した場合にも、施行日以降の支給単位期間について適用する。

3. 根拠規定

法第4条第1項第3号、第7条第2項及び第19条

4.施行期日等(予定)

公布日:令和3年2月25日(予定)

施行期日:公布の日